平成２４年（フ）第２５６号
京都市右京区太秦京ノ道町２番地２　ハイツ京ノ道８号
債務者　理容サンこと　北野　高博
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
京都市右京区太秦京ノ道町２番地２　ハイツ京ノ道８号
債務者　井上　雅子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８１９号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目６番９号、前住所大阪府羽曳野市向野１丁目５番４号
債務者　繁田小百合
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
堺市中区伏尾36番地10
債務者　石川　高司
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番４―303号
債務者　上田まゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
大阪府富田林市須賀１丁目27番18号
債務者　平松　千尋
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
大阪府南河内郡河南町大字山城612番地の１―201号
債務者　佐々木浩之
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
大阪府南河内郡河南町大字山城612番地の１―201号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
大阪府羽曳野市南恵我之荘８丁目４番19号
債務者　ユーズイーアイテムこと　籾倉　豊
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
大阪府松原市丹南４丁目113番地の94
債務者　髙三　薫
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２９２号
岡山県倉敷市中畝１丁目２番41号　コーポ銀星Ｂ205
債務者　足立　和代
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９号
岡山県浅口市金光町佐方209番地10
債務者　渡部　憲治（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２３号
高知市朝倉己828番地11　さんらいず土佐203号
債務者　萩野　憲正
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７号
高知市中秦泉寺253番地１　ガーデンハイツ永野Ⅱ102
債務者　山本　昭二
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４２号
高知市鴨部３丁目29番24号
債務者　垣本りょうこ
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４５号
高知市愛宕町３丁目10番15号　コーポ愛宕２ＦＢ―６
債務者　太田美紀子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５０号
高知市薊野西町２丁目３番58―４号
債務者　濱渕　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　高知地方裁判所破産係